

広島県告示第百八十四号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却し、保管した。

平成二十八年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
橋梁一式
- 二 当該工作物が放置されていた場所
安芸郡熊野町萩原八丁目六六五九番四地先河川敷
- 三 当該工作物を除却した日時
平成二十八年二月二十四日 十四時十分
- 四 当該工作物の保管を始めた日時
平成二十八年二月二十四日 十六時三十分
- 五 当該工作物の保管場所
安芸郡熊野町字深原五四八四番一
- 六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者
当該工作物を放置した者又はその所有者
- 七 実施機関及び問合せ先
広島県西部建設事務所管理第一課
電話（〇八二）二五〇―八一五〇